

平成25年度第2回 埼玉中部広域清掃協議会

次第

日 時 平成25年10月28日(月)
午後4時から
場 所 小川町役場3階大会議室

1 開 会

2 あいさつ

3 議 題

【協議事項】

- 協議第5号 協議会参与の選任(案)について
- 協議第6号 建設検討委員会委員(案)について
- 協議第7号 例規整備業務委託(案)について
- 協議第8号 情報公開請求時等の写しの手数料(案)について
- 協議第9号 平成26年度事業計画案(案)について
- 協議第10号 平成26年度予算(案)について

【報告事項】

- 報告第1号 補正予算の調製について
- 報告第2号 要望書及び地元説明会について
- 報告第3号 施設整備構想策定業務委託及びごみ処理基本計画策定業務委託について
- 報告第4号 幹事長・副幹事長の互選結果について

4 その他

今後の協議会開催日

第3回協議会 1月28日(火)午後2時から 吉見町役場3階中集会室

第4回協議会 3月26日(水)午後2時から 吉見町役場3階中集会室

*その他の会議日程は、別添のごみ処理基本計画に関するスケジュール(案)をご参照ください。

5 閉 会

協議第5号

協議会参与の選任（案）について

埼玉中部広域清掃協議会参与の選任（案）について、別紙のとおり協議願います。

平成25年10月28日提出

埼玉中部広域清掃協議会
会長 新井保美

協議会参与の選任（案）について

埼玉中部広域清掃協議会の組織は、『埼玉中部広域清掃協議会規約』第5条に基づき、委員は2市5町1村の長で、その他に参与として、2市5町1村の長が協議して定めた3人以内の学識経験を有する者となっています。

【参考】

（組織）

第5条 協議会の委員及び参与は、次に掲げる者とする。

- （1） 委員は、2市5町1村の長とする。
- （2） 参与は、2市5町1村の長が協議して定めた3人以内の学識経験を有する者とする。

そこで、参与には、埼玉県川越比企地域振興センター東松山事務所長の小堀和弘氏と埼玉県東松山環境管理事務所長の新村三枝子氏の2人をお願いする予定です。

協議第6号

建設検討委員会委員（案）について

埼玉中部広域清掃協議会建設検討委員会委員（案）について、別紙のとおり協議願います。

平成25年10月28日提出

埼玉中部広域清掃協議会
会長 新井保美

建設検討委員会委員（案）について

建設検討委員会委員については、『埼玉中部広域清掃協議会建設検討委員会規程』第3条に基づき、識見を有する者、関係市町村の議会議員、住民組織等の代表者、副市町村長、その他会長が必要と認める者で22人以内と規定されています。

【参考】

（組織）

第3条 委員会は、委員22人以内をもって組織し、次の各号に掲げる者のうちから会長が委嘱する。

- (1) 識見を有する者
- (2) 関係市町村の議会議員
- (3) 住民組織等の代表者
- (4) 副市町村長
- (5) その他会長が必要と認める者

そこで、各委員の人数を下記のとおりとします。

- | | |
|----------------|------------|
| (1) 識見を有する者 | 2人 |
| (2) 関係市町村の議会議員 | 8人（各市町村1人） |
| (3) 住民組織等の代表者 | 3人 |
| (4) 副市町村長 | 8人 |
| 以上 | 21人 |

なお、関係市町村の議会議員については、各市町村の12月定例会にて推薦をお願いすべく、別途、関係市町村の議会議長あてに、推薦を依頼する予定です。

地元連絡会議設置（案）について

『埼玉中部広域清掃協議会建設検討委員会規程』第7条では、『委員会は、専門事項について調査研究の必要があるときは、部会を置くことができる。』と規定されています。

そこで、この規定に基づき、建設検討委員会の部会として、『地元連絡会議』を設置するものです。

【目的】

建設検討委員会の求めに応じて、建設地の決定並びに施設整備に関する地元の要望や意見等を取りまとめて検討し、その結果を建設検討委員会に報告する。

【構成】

地元議員2人、住民の代表10人（区長7人、地権者代表3人）、識見者4人（吉見町副町長、中部環境保全組合地元対策協議会委員3人）、吉見町職員5人（副参事、福祉町民課長、健康推進課長、農政環境課長、まち整備課長）、埼玉中部広域清掃協議会事務局長（以上合計22人）

協議第7号

例規整備支援業務委託（案）について

平成27年度に新たに設立する一部事務組合の例規整備支援業務委託（案）について、別紙のとおり協議願います。

平成25年10月28日提出

埼玉中部広域清掃協議会

会長 新井保美

例規整備支援業務委託（案）について

平成27年度の一部事務組合設立に合わせて、例規整備の準備をしています。今後、当協議会では、約100本の例規を草案し、構成8市町村の例規や法令との整合性を確認していきますが、より精度が高く、厳密で適切な例規にしていくため、例規整備業務の一部を専門業者に委託したいと考えています。

つきましては、例規整備業務の一部を専門業者に委託してよいか協議願います。なお、委託仕様書については、別紙資料を検討しています。

例規整備支援業務仕様書

1 業務内容

- ① 例規一覧表の作成
新組合において必要となる例規抽出の確認作業に活用するため、例規一覧表を作成する。
- ② 新組合例規原案作成のための例規原案作成調書の作成
例規一覧表によって絞られた例規を立案し、又は策定すべき対象例規を個々に検討し、及び調整するため、新組合例規の種別、新組合例規の名称、調整方針等を記載した例規原案作成調書を作成する。
- ③ 例規原案作成のための基本方針及び統一要領の作成
例規全体の作成方針を示す「基本方針」及び個々の規定内容で統一すべきものをまとめた「統一要領」を作成する。
- ④ 新組合例規原案の作成
例規原案作成調書記入の指示に基づき、例規原案を作成する。
- ⑤ 新組合例規原案浄書等の納品
浄書した例規原案を納品する。
- ⑥ 新組合仮例規集データベースの作成
⑤で作成した例規原案を登載した仮例規集データベースを作成し、納品する。
- ⑦ 構成市町村に対する情報の収集と把握
ア 新組合発足までの、構成市町村例規の制定・改廃の情報を把握し、新組合として制定する例規に漏れなく反映する。
イ 構成市町村で制定している例規の相違点・留意点の提供等の支援を行う。
- ⑧ 新組合発足にかかる法制執務の支援
新組合発足にかかる先進事例の提供及び協議会からの法制執務上の疑義に対する回答を行う。

2 成果品

- ① 例規一覧表（ペーパー及びデータ）
- ② 例規原案作成調書（ペーパー及びデータ）

協議第8号

情報公開請求時等の写しの手数料（案）について

情報公開請求時等の写しの手数料（案）について、別紙のとおり協議願います。

平成25年10月28日提出

埼玉中部広域清掃協議会

会長 新井保美

情報公開請求時等の写しの手数料（案）について

当協議会の透明で公正・民主的な運営を確保するために、情報公開の請求があった際は情報を開示する旨の取決めをしました（別紙資料参照）が、今後、写しの交付請求があることも想定されます。






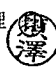
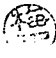
そこで、写しの請求があった際の取決めを協議願います。

なお、写しの請求があった際の対応策として、以下を提案します。

（手数料の取扱い方法について）

手数料を徴収します。手数料の規定については、協議会で独自に策定し、手数料は当協議会で雑入として受け入れ、協議会会長名の領収書を発行します。

起案用紙(A)

件名		情報公開・個人情報公開等に関わる取扱いについて				
次のとおり		取扱いをしてよいか		ヒモまひか伺います。 します。		
決裁・回議	会長  主幹 		局長  主査 		起案	平成25年4月11日
					決裁	平成25年4月15日
					施行予定	平成25年4月15日
					施行	平成25年4月15日
						文書主任
						
				埼玉中部広域清掃協議会		
				須澤理 		
合議	(部長)	(次長)	(課長)			
決裁後供覧						
公開・非公開の区分		2・3の根拠規定				
① 公開	公開条例第 条第 号		非 公 開	部 分 理 由		
2 部分公開	に該当					
3 非公開						
施行上の取扱い				フォルダ名		
秘 至急 公印省略 使送 直接 庁内メール LGメール Eメール FAX 発送(普通 特殊取扱い())) その他()				保存	11年以上 <u>10年</u> 5年	
				年限	3年 1年 随時破棄	

注 決裁の必要のない箇所には、○をつけること。

<埼玉中部広域清掃協議会規約の抜粋>

(参考)

もって充てる。

- 3 事務局は、次に掲げる事項を所掌する。
- (1) 一般廃棄物処理熱回収施設等の整備に関する事。
 - (2) 一部事務組合の設立に関する事。
 - (3) その他必要な事項に関する事。

(建設検討委員会)

第14条 会長の諮問により、調査研究及び検討した結果を提言するため、協議会に建設検討委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(経費)

第15条 協議会に要する経費は、2市5町1村が協議して負担する。

(財務に関する事項)

第16条 協議会の現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(協議会解散の場合の措置)

第17条 協議会が解散した場合には、協議会の収支は解散の日をもって打ち切り、会長であった者がこれを決算する。

(その他)

第18条 この規約に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規約は、平成25年3月26日から施行する。

協議第9号

平成26年度事業計画（案）について

平成26年度埼玉中部広域清掃協議会事業計画（案）について、別紙のとおり協議願います。

平成25年10月28日提出

埼玉中部広域清掃協議会
会長 新井保美

平成26年度埼玉中部広域清掃協議会事業計画（案）

協議会は、規約第3条の協議事項を円滑に推進するため、平成26年度において次の事業を行います。

1 循環型社会形成推進地域計画の策定

構成市町村と連携を図り、循環型社会形成推進地域計画を策定します。

※「循環型社会形成推進地域計画」とは

廃棄物の3R（リデュース、リユース、リサイクル）を総合的に推進するために、廃棄物処理施設等の整備について広域的かつ総合的に定める計画のことです。国の「循環型社会形成推進交付金制度」による交付金を受けるために必要です。

2 一部事務組合設立準備

一部事務組合設立に必要な協議、調整を行います。

設立申請は平成27年1月を目途とします。

3 協議会等の開催

上記1、2の事業に関する事項を協議するため、協議会を5回程度開催します。また、会長が必要と認めた事項について協議する場合又は規約第8条第2項の規定に基づく請求があった場合は、協議会を開催します。

協議会に付す事項のうち調整が困難な事項等について審議、調整を行うため、調整会議を5回程度開催します。

協議会に付す事項の協議、調整を行うため、幹事会を適宜開催します。

4 建設検討委員会の開催

一般廃棄物処理熱回収施設等整備事業、その他会長の諮問を受けた事項について、調査研究をし、提言を行います。年3回程度開催します。また必要に応じ、部会を設置します。

5 先進地視察

協議会、調整会議、幹事会、建設検討委員会で合同視察を1回行います。建設予定地周辺住民を対象に視察を1回行います。

協議第10号

平成26年度予算（案）について

平成26年度埼玉中部広域清掃協議会予算（案）について、別紙のとおり協議
願います。

平成25年10月28日提出

埼玉中部広域清掃協議会

会長 新井保美

平成26年度埼玉中部広域清掃協議会歳入歳出予算 (案)

(千円)

歳入					歳出				
款	項	摘要	予算額	備考	款	項	摘要	予算額	備考
1	分担金及び負担金		10,160		1	協議会費		3,109	
	1	負担金	10,160			1	協議会運営費	783	
		構成市町村負担金	10,160				会議運営費	783	
		東松山市	2,317				報酬	264	建設検討委員会報酬
		桶川市	2,052				旅費	201	費用弁償等
		滑川町	965				需用費(食糧費)	216	
		嵐山町	980				使用料及び賃借料	102	視察有料道路代等
		小川町	1,255			2	事務費	2,326	
		吉見町	1,026				事務局運営費	2,326	
		ときがわ町	869				旅費	36	事務局旅費
		東秩父村	696				需用費	614	事務用品代等
2	諸収入		2				役務費	251	電話料等
	1	諸収入	2				使用料及び賃借料	1,218	事務所借上料等
		諸収入	2				備品購入費	207	デジタルカメラ購入費等
		預金利子	1		2	事業費		10,168	
		雑入	1			1	事業推進費	10,168	
3	繰越金		3,215				事業推進費	10,168	
	1	繰越金	3,215				委託料	10,168	地域計画策定業務委託等
		繰越金	3,215		3	予備費		100	
		繰越金	3,215	前年度繰越金		1	予備費	100	
							予備費	100	
							予備費	100	
	合計		13,377			合計		13,377	

平成26年度必要経費	13,377,000円
平成25年度繰越見込額等	3,217,000円

差額 10,160,000円

経費負担内訳【均等割50%、人口割50%】

(円)

市町村名	10月1日人口	均等割	人口割	割合(%)	合計	負担金額
東松山市	89,438人	635,000	1,681,480	33.1	2,316,480	2,317,000
桶川市	75,338人	635,000	1,417,320	27.9	2,052,320	2,052,000
滑川町	17,577人	635,000	330,200	6.5	965,200	965,000
嵐山町	18,383人	635,000	345,440	6.8	980,440	980,000
小川町	32,863人	635,000	619,760	12.2	1,254,760	1,255,000
吉見町	20,794人	635,000	391,160	7.7	1,026,160	1,026,000
ときがわ町	12,299人	635,000	233,680	4.6	868,680	869,000
東秩父村	3,228人	635,000	60,960	1.2	695,960	696,000
合計	269,920人	5,080,000	5,080,000	100.0	10,160,000	10,160,000

※人口割の割合は、小数点第2位を四捨五入して算出しました。

※合計から百の位を四捨五入して得た額を負担金額とします。合計金額が1,000円不足するため、

切捨て額の多い東松山市を切上げ処理させていただきました。

参考資料【処理量割で算出した場合】

(円)

市町村名	24年度焼却量	均等割(20%)	処理量割(80%)	割合(%)	合計	処理量割にした際の増加分
東松山市	25,048.20t	254,000	3,337,859	41.1	3,591,859	1,275,379
桶川市	15,129.0t	254,000	2,016,052	24.8	2,270,052	217,732
滑川町	3,599.47t	254,000	479,656	5.9	733,656	▲ 231,544
嵐山町	4,161.16t	254,000	554,506	6.8	808,506	▲ 171,934
小川町	6,715.42t	254,000	894,880	11.0	1,148,880	▲ 105,880
吉見町	3,537.89t	254,000	471,450	5.8	725,450	▲ 300,710
ときがわ町	2,365.43t	254,000	315,211	3.9	569,211	▲ 299,469
東秩父村	438.15t	254,000	58,387	0.7	312,387	▲ 383,573
合計	60,994.72t	2,032,000	8,128,000	100.0	10,160,000	

※処理量は、焼却量から算出しました。吉見町の焼却量のうち可燃性粗大ごみの量は概算です。

※負担割合は、中部環境保全組合の例で算出しました。

報告第1号

補正予算の調製について

平成25年度埼玉中部広域清掃協議会補正予算を調製したので、別紙のとおり報告します。

平成25年10月28日提出

埼玉中部広域清掃協議会
会長 新井保美

平成25年度埼玉中部広域清掃協議会歳入歳出補正予算書

(単位:円)

歳 入				歳 出							
款	項	摘要	当 初 予 算 額	補 正 予 算 額	計	款	項	摘 要	当 初 予 算 額	補 正 予 算 額	計
1	分担金及び負担金		5,561,000	4,620,000	10,181,000	1	協議会費		2,561,000		2,561,000
	1	負担金	5,561,000	4,620,000	10,181,000		1	協議会運営費	70,000		70,000
		構成市町村負担金	5,561,000	4,620,000	10,181,000			会議運営費	70,000		70,000
		東松山市	1,236,000	1,051,050	2,287,050			報酬	60,000		60,000
		桶川市	1,102,000	933,240	2,035,240			需用費(食糧費)	10,000		10,000
		滑川町	536,000	438,900	974,900		2	事務費	2,491,000		2,491,000
		嵐山町	543,000	445,830	988,830			事務局運営費	2,491,000		2,491,000
		小川町	689,000	572,880	1,261,880			旅費	50,000		50,000
		吉見町	570,000	466,620	1,036,620			需用費	520,000		520,000
		ときがわ町	487,000	395,010	882,010			役務費	360,000		360,000
		東秩父村	398,000	316,470	714,470			使用料及び賃借料	1,261,000		1,261,000
2	諸収入		1,000		1,000			備品購入費	300,000		300,000
	1	預金利子	1,000		1,000		2	事業費	3,000,000	4,620,000	7,620,000
		預金利子	1,000		1,000			1	基本計画策定費	3,000,000	7,620,000
		預金利子	1,000		1,000			一般廃棄物処理基本計画策定費	3,000,000	1,620,000	4,620,000
								委託料(印刷製本含む)	3,000,000	1,620,000	4,620,000
								施設整備構想策定費	0	3,000,000	3,000,000
								委託料(印刷製本含む)	0	3,000,000	3,000,000
							3	予備費	1,000		1,000
								1	予備費	1,000	1,000
								予備費	1,000		1,000
								予備費	1,000		1,000
合計			5,562,000	4,620,000	10,182,000	合計			5,562,000	4,620,000	10,182,000

報告第2号

要望書及び地元説明会について

平成25年9月19日付けで要望書が提出され、それを受け地元説明会を開催したので、別紙のとおり報告します。

平成25年10月28日提出

埼玉中部広域清掃協議会

会長 新井保美

要望書及び地元説明会について

要望書について

平成25年9月19日に、東第二地区（飯島新田・江和井・久保田新田・高尾新田・蓮沼新田・ニュータウン江和井）と川島町芝沼の住民から、『一般廃棄物処理熱回収施設の建設について』の要望書が、埼玉中部広域清掃協議会会長あてに提出されました。

要望内容

新ごみ処理施設建設を進めていく中で、健康増進施設を併設するとともに、農産物の販売にも配慮いただきたい。

自治会加入世帯数合計	339世帯
署名世帯数合計	299世帯
署名率	88.2%

（詳細は別添資料①参照）

地元説明会について

日時	平成25年10月22日（火）午後6時30分～8時10分
場所	東第二小学校体育館
内容	一般廃棄物処理熱回収施設等整備事業について
参加者	68名

意見・要望

建設場所・建設理由・周辺施設整備等について、意見・要望が寄せられました。

※ 地元説明会開催にあたって、平成25年9月27日に地元に対して、別添資料②のとおり『開催の案内』を回覧にて配布しました。

地元住民の要望状況

行政区	自治会加入世帯数	署名世帯数	率(世帯) %
江 和 井	102	100	98.0
飯島新田	83	55	66.3
川島町芝沼	29	29	100.0
ニュータウン江和井	29	29	100.0
高尾新田	46	40	87.0
蓮沼新田	18	17	94.4
久保田新田	32	29	90.6
合 計	339	299	88.2

※ 平成25年9月19日現在

回 覧

平成25年9月27日

吉見町東第二地区、川島町芝沼地区のみなさんへ

埼玉中部広域清掃協議会
吉 見 町

一般廃棄物処理熱回収施設等整備事業の地元説明会を開催します

初秋の候、吉見町東第二地区並びに川島町芝沼地区の皆様には、ますます御清祥のこととお喜び申し上げます。

さて、多くの皆様から御要望をいただきました一般廃棄物処理熱回収施設等に関する地元説明会を、下記のとおり開催いたします。

お忙しいこととは存じますが、多くの皆様の御出席をお願い申し上げます。

記

- 1 日 時 平成25年10月22日(火)、午後6時30分から
- 2 場 所 東第二小学校体育館
- 3 内 容 一般廃棄物処理熱回収施設等整備事業について

問い合わせ先

埼玉中部広域清掃協議会(担当:根岸、山下)

電話 81-6110 (吉見町役場内)

吉見町農政環境課(担当:原)

電話 63-5016 (直通)

※埼玉中部広域清掃協議会は、一般廃棄物処理熱回収施設等の整備を協議するため、平成25年3月26日に設立しました。東松山市、桶川市、滑川町、嵐山町、小川町、吉見町、ときがわ町、東秩父村の2市5町1村で構成され、協議会の事務所は吉見町役場1階に設置されています。

報告第3号

施設整備構想策定業務委託及びごみ処理基本計画策定業務委託について

施設整備構想策定業務委託及びごみ処理基本計画策定業務委託について、その進捗状況を、別紙のとおり報告します。

平成25年10月28日提出

埼玉中部広域清掃協議会

会長 新井保美

「施設整備構想策定業務委託の進捗状況」

委託業者名 川崎市川崎区四谷上町10番6号
一般財団法人 日本環境衛生センター
委託金額 2,835,000円
契約年月日 平成25年8月30日
履行期間 平成25年8月30日～平成26年3月31日
契約形態 随意契約

「ごみ処理基本計画策定業務委託の進捗状況」

委託業者名 さいたま市南区白幡4-23-10
株式会社 日水コン埼玉事務所
委託金額 997,500円
契約年月日 平成25年10月17日
履行期間 契約日～平成26年3月31日
契約形態 指名競争入札（平成25年10月9日執行）
指名業者 (株)エスイイシイ
(株)環境技術研究所東京支店
(株)建設技術研究所関東事務所
(株)日水コン埼玉事務所
(株)日本環境工学設計事務所埼玉事務所 以上5社

※ 吉見町の指名選考委員会において選考

(平成25年9月27日選考)

報告第4号

幹事長・副幹事長の互選結果について

埼玉中部広域清掃協議会幹事会の幹事長及び副幹事長の互選結果について、
別紙のとおり報告します。

平成25年10月28日提出

埼玉中部広域清掃協議会
会長 新井保美

幹事長・副幹事長の互選結果について

平成25年10月18日(金)に吉見町役場で開催された『平成25年度第1回埼玉中部広域清掃協議会幹事会』において、正副幹事長の互選が行われ、幹事長に吉見町の小久保昇農政環境課長、副幹事長に東松山市の佐藤英一生活環境課長が選ばれましたので、報告します。